

安全運転管理者の業務 運転者の酒気帯び確認について

酒気帯びの有無の確認及び記録の保存 (令和4年4月1日施行)

運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を
目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの
有無を確認すること。



- ◎ **運転前後**とは、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足り
ます。
- ◎ **目視等で確認**とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答
の声の調子等で確認することをいい、**対面が原則**であ
るが、困難な場合は、運転者に携帯型アルコール検知器
を携行させるなどした上で、
 - ① カメラ、モニター等によって安全運転管理者が
運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アル
コール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 携帯電話、業務無線その他運転者と直接対話
できる方法によって、安全運転管理者が運転者
の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコ
ール検知器による測定結果を報告させる方法
等の**対面による確認と同視**できるような方法が含まれ
ます。

運転者の酒気帯びの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。

◎ 下記の内容を記録化しなければなりません。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面できない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項



アルコール検知器使用義務化について

令和5年12月1日から

◎ アルコール検知器を用いた酒気帯び確認の実施

◎ アルコール検知器を常時有効に保持することが義務化になります。

★ アルコール検知器を準備しましょう ★